

## 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、障がい者等の要配慮者(以下「要配慮者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が運営する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、要配慮者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要配慮者に対する避難収容施設を確保する必要があると見られ、かつ、乙が運営する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

- (1) 湯河原町地域福祉センター1号館(湯河原町中央二丁目21番地5)
- (2) 湯河原町地域作業所たんぽぽ新館(湯河原町中央二丁目21番地5)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)



第7条 要配慮者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月26日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1  
湯河原町長 富田幸宏



(乙) 足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地5  
特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぼぼ  
理事長 茂登山正人



別添

## 第9条に規定する個人情報の保護のための遵守事項

(秘密の保持)

第1条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報は、その取扱いにより個人の権利及び利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲が書面により承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報をき損し、又は滅失することのないよう、安全な管理に努めなければならない。

(返還義務)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(事故報告)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報の内容を漏洩し、き損し、又は滅失したときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。